

衛生管理・感染症対応 マニュアル

株式会社彩海

放課後等デイサービス ルナネスト

衛生管理・感染症対応マニュアルの目的

このマニュアルは、職員が感染症等に的確かつ迅速に予防又は対応するために必要な事項を定めて、児童・職員の生命・健康を守ることを目的とします。一般にウイルス・細菌・寄生虫などの微生物によって引き起こされる病気をまとめて感染症といい、人から人(生体から生体)へと移っていく場合を伝染病と呼びます。集団生活の場所では伝染性の病気は流行する危険性が高くなり、衛生面への十分な配慮が必要になります。日ごろからスタッフ同士で話し合いを行い、時には保護者も交えながら子どもたちの安全を守れるように、本マニュアルを活用してください。

衛生管理に留意したサービス提供

【施設内外の清掃】

- ① 施設内外の清掃については、原則毎日（営業日）行うこととする。
- ② 実施する時間については、毎日確実にできるよう事業所内で検討を行い、実施する。

（内容）

- ・ 訓練室及び面談室
掃除機かけ、机椅子の消毒
- ・ トイレ
座面・床面の拭き掃除、トイレ用洗剤による便器内の清掃
- ・ 玄関
掃き掃除、マットの拭き掃除
- ・ 台所、水回り
タオル・吸水マットの洗濯（週に1回行う）

【食品・飲料水の管理】

- ① 肉や野菜類、果物等はできるだけ当日に購入し、すぐに調理する。
- ② 作り置きなどは避け、調理してからあまり時間を空けずに食べる
- ③ 飲料水について、ペットボトル飲料は開封すると劣化が始まるため、飲料水については「開封後1週間」までのものを利用者に提供する。開封日はペットボトルにペンで記載すること。
- ④ 開封後の飲料水は必ず冷蔵庫で保管する。

日常の支援にかかる感染対策

【飛沫防止対策】

コロナウイルスやインフルエンザなどは飛沫感染が主な感染経路です。飛沫を防止することで、感染拡大を抑える効果があります。

- ① 利用者の体調不良が見られたときは、マスクの着用を依頼する。
- ② 対面での食事はできる限り避け、やむを得ず対面での食事をする際は、距離を2メートル以上開けることとする。
- ③ 近距離での話し合い活動を行う場合はマスク着用の声掛けを行う。
- ④ 調理を行うイベントの際は、マスクの着用を義務化する。

【手指消毒】

- ① 来所後・外出から帰ってきた際、利用者及び職員はただちに行う。
- ② 食事前後に利用者に声掛けを行い、必ず実施する。
- ③ 調理を行うイベントの際は、前後での手洗い消毒と、ビニール手袋の着用を呼びかける。

【利用者の体調管理】

- ① 来所時に検温を行い、用紙に記録・保管する。
- ② 検温時の体温が37.5℃以上の場合、体調不良とみなし対応を行う。
- ③ 体調不良が見られた場合は保護者に連絡し、必要に応じて帰宅を依頼する。
- ④ 来所前に体調不良がわかった際は、連絡をしてもらう。場合によっては欠席を依頼する。

感染発生時の対応について

【利用者の来所中に感染発生が疑われる場合】

- ① 感染疑い者を面談室に隔離し、他の生徒や職員との距離を取る。
- ② 感染疑い者の保護者に連絡をし、帰宅を要請する。
- ③ マスクを着用していない生徒や職員に、マスクの着用を呼びかける。

※持っていない者には、常備してあるマスクを配布する。

【職員対応】

- ① 感染の疑いがある場合は、自宅待機し、一般医療機関を受診する。受診結果を電話またはメールなどで責任者等に報告し、出勤の可否を決定する。
- ② 受信した医療機関の指示に従い、体調観察を行いながら、自宅待機とする。

- ③ 2～3日ごとに SNS やメールを通じて連絡を取り、体調確認及び精神的な支援を行う。

【汚物（便・吐しゃ物）の処理】

- ① 使い捨ての手袋とマスクを着用する。
- ② 汚物はペーパータオルを用いて、外から中へ寄せ集めるように取り除く。
- ③ ナイロン袋に入れる。汚物の量が多い時は新聞紙に包んだ上で ナイロン袋に入れる。
- ④ 汚物があった所やその周辺を、次亜塩素酸ナトリウム溶液を浸み込ませたペーパータオルで拭き取り、スーパー等のナイロン袋に入れる。
- ⑤ 自分の靴底を消毒する。
- ⑥ レジ袋の口を縛り、黄色のナイロン袋に入れる。（2重）
- ⑦ 使用した手袋を裏返ししながら脱ぎ、黄色のナイロン袋に入れる。
- ⑧ 袋の内側を触らないように口を縛り、室外にゴミ袋を置く。
- ⑨ 処理後は必ず石鹸でよく手洗いを行う。

医療機関や保健所等の関係機関との連携方法

連絡先	連絡内容
眞中医院 0276-72-1630	・子どもの症状の報告をし、アドバイスをいただく。
館林保健福祉事務所 0276-72-3230	・PCR 検査等の検査結果の報告。 ・子どもの症状と感染の状況をわかる限り報告する。 ・保健所の指示に従い、その他の共有を行う。
館林市役所障害福祉係 0276-47-5128	・PCR 検査等の検査結果の報告。 ・子どもの症状と感染の状況をわかる限り報告する。 ・障害福祉課の指示に従い、その他の共有を行う。
群馬県庁障害政策課 027-226-2638	・PCR 検査等の検査結果の報告。 ・子どもの症状と感染の状況をわかる限り報告する。 ・障害政策課の指示に従い、その他の共有を行う。
相談支援員	・PCR 検査等の検査結果の報告。 ・子どもの症状と感染の状況をわかる限り報告する。 ・事業所が閉所する場合、利用者がほかに利用できるサービスを相談する。
感染（疑い）者の家族	・子どもの症状を報告する。 ・お迎えに来てもらい、検査を依頼する。 ・検査結果と経過を聞き取る。
その他の利用者、家族	・症状の発生状況を報告する。 ・事業所の対応について報告する。

